

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成30年 11月 7日

案件名	地方分権一括法等の施行により整備した条例の規定方法の変更について										
所管	総務 健康福祉 子ども・若者未来	局 区	総務 部	総務法制 健康福祉総務室 子ども・若者政策	課	担当者				内線	
概要	地方分権一括法等の施行により整備した条例について、基準省令等の基準と同一の基準を定めるときの規定方法を、当該基準省令等を引用する方式に変更するための改正をするもの										
審議内容 (論点)	規定方法及び対象条例について 規定方法変更後の基準省令等の改正対応について										
実施計画の 位置付け	なし	施策番号及び 実施計画事業名									
審議日	関係課長会議	平成30年	10月	19日	政策調整会議	平成30年	11月	6日			
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成30年	11月	13日			
日程等 調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期	平成31年3月 定例会議		報道への情報提供	なし				
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供	部会	平成30年12月			
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等	なし							
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況				
	関係部局との 調整										
	打合せ・会議の経過										
	月日	会議名等			内容						
	H30.3.12	事務事業調整会議			平成30年度以降の既存条例等の見直しについて						
	H30.3.29	市長決裁			平成30年度以降の既存条例等の見直しについて(本決裁の中で、地方分権一括法の施行により整備した条例を見直す旨決定)						
H30.5.30	各所管課への意向確認			事務連絡により、各条例所管課に規定方法の変更に係る意向確認							
H30.10.12	担当者会議			庁議内容に係る事前説明							
備考											
政策調整会議 の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。 (政策会議)										
これまでの 庁議での 主な意見	<p>〔関係課長会議〕 条例改正を要しない場合の市の基準決定行為について、庁議等でどこまで諮ることとするなど、標準的なモデルがあった方が良いのではないかと。改正の規模、程度によつての判断を想定している。(少なくとも関係課長会議の開催を想定している)</p> <p>パブリックコメントの実施について、今回の規定方法の変更は技術的な話であり、市が判断すべきもので、市民意見聴取に馴染まないのでは。 今回の規定方法の変更は、条例の構成を大幅に変更するものであり、また、効果として市民、事業者側のメリットも見込んでいるため、意見は聴いておきたい。</p> <p>規定方法変更後の基準改正の周知のための説明に当たっては、あくまでも市において国の基準を検討した結果の市の基準であつて、国の基準に連動して変わったといった誤解が生じないように注意する必要がある。</p> <p>所管事業が局を跨ぐこととなるが、条例所管課はどのように決めるのか。 根拠法の条項順で、最も先頭にくる所属の所管としている。実際の改正の際は、該当する事業の所管課が起案し、当該局からの提案を想定している。</p> <p>〔政策調整会議〕 パブリックコメント実施の是非については再度検討してもらいたい。 (再調整の結果、相模原市パブリックコメント手続要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないこととして実施しないこととなった。)</p>										

1 事案の概要

地方分権一括法等の施行により整備した条例の見直し対象とした条例（以下「基準条例」という。）44件のうち1(1)の要件に該当する32件の基準条例について、基準省令等と同一の基準を定めているときの規定方法を変更するための改正をするもの

地方分権一括法又はこれと同様の趣旨の法の施行により整備した条例の規定のうち、当該規定が定める事項について、法令に参酌すべき基準等が定められているもの(当該規定が定める事項について、規定方法の変更の余地がないもの(手数料の額、附属機関の委員定数等)を除く。)

(1) 改正対象の選定要件及び規定方法について

基準条例が次のいずれにも該当する場合で、基準省令等の基準と同一の基準を定めているときは、当該基準省令等を引用する規定方法に変更する。

ア 当該条例に係る制度について、本市の状況がおおむね全国的な状況と同一であること。

イ 当該条例に係る制度について、これまでの実績から、国による制度の見直しに伴う基準省令等の公布等から施行までの期間が短いもの若しくはその状況が見込まれるもの又はこれと規定方法の整合を図る必要があるもの

ウ 従来の規定方法とする特段の事情がないもの

(2) 対象条例について

生活保護法関連 1件(地域福祉課)

障害者総合支援法関連 7件(障害政策課)

児童福祉法関連 6件(障害政策課、こども・若者政策課、こども・若者支援課、保育課)

介護保険法関連 12件(高齢政策課、地域包括ケア推進課)

老人福祉法関連 2件(高齢政策課)

社会福祉法関連 2件(高齢政策課、こども家庭課)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関連 1件(保育課)

子ども・子育て支援法関連 1件(保育課)

(3) 規定方法変更後の例規体系について

根拠法が同一のものは、一の条例にまとめて新規に制定し、現行の基準条例を廃止する。

現在定めている独自基準は、新規の条例に規定する。

(4) 今後の対応について

ア 平成31年4月1日以後、規定方法を変更した基準条例については、基準省令等が改正された場合であっても必ずしも改正は必要でなくなるが、次の対応は行うこととする。(基準条例の改正を要する場合にあってはこれまでと同様)

(ア) 市の基準決定(庁議等(基準省令の内容を参酌する行為等)を経て決定)

(イ) 議会への情報提供

(ウ) 市民、事業者への情報提供

イ 今回対象としなかった条例についても、状況の変化により1(1)の要件に該当することとなった場合は、規定方法の変更を検討する。

2 事業スケジュール

平成30年12月 民生部会説明

平成31年 2月 条例提案

平成31年 4月 条例の施行

3 事業実施による効果

規定方法を変更することにより、国において十分な周知期間がなく基準省令等が改正された場合に、次のような効果が見込まれ、また、基準条例において独自基準が明確化されるといった効果もある。

(1) 基準省令等と同一の基準を市として採用する場合の市民、事業者等に対する周知時期の早期化

(2) 基準省令等が改正された場合の条例改正作業の縮小による市の基準の検討時間の確保及び職員の事務負担の軽減

(3) 従来の規定方法の場合、従うべき基準の改正に基準条例の改正が間に合わないと、違法状態となるリスクがあるが、そのリスクの減少

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成30年 11月 8日

案件名	峰山霊園未整備エリアにおける合葬式墓所の整備について													
所管	環境経済	局区	環境共生	部	公園	課	担当者		内線					
概要	峰山霊園は平成2年度の供用開始以降、整備及び墓地の供給を継続的に行ってきたり、27年3月には今後の市営墓地における整備の基本計画策定などを目的とした「相模原市市営墓地基本計画」を策定した。本計画に基づき、今後の増加する墓地需要に対応するため、峰山霊園の未整備エリアの用地を活用した拡張事業として、合葬式墓所を整備することについて諮るもの。													
審議内容(論点)	整備スケジュールについて 整備内容について 経費について													
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名		施策31 快適な都市空間の創造「峰山霊園整備事業」										
審議日	関係課長会議	平成30	年	11	月	1	日	政策調整会議	平成30	年	11	月	6	日
	局・区経営会議		年		月		日	政策会議	平成30	年	11	月	13	日
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期		平成32年9月		定例会議	報道への情報提供	なし					
	パブリックコメント	なし	時期					議会への情報提供	なし					
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし									
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況							
	関係部局との調整													
	打合せ・会議の経過													
	月日	会議名等				内容								
	H26年度	相模原市市営墓地基本計画策定				整備内容、スケジュールなどについて策定								
H28年度	新・相模原市総合計画 後期実施計画				実施計画への記載									
H30.10.24	担当者打ち合わせ会議				事業内容などについて									
備考														
政策調整会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(政策会議)							
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕 後期実施計画では整備内容の検討と整理されている。事業実施の必要性は理解できるが、財政負担が可能かどうかの判断が重要と考えている。 墓地基本計画では、合葬式墓所(樹林型)の整備とあわせ、一般墓所、駐車場を整備予定としている。合葬式墓所の需要が近年急速に高まってきていることから、より多くの市民に墓地の供給が可能となる合葬式墓所を先行整備することが必要と考えている。なお、財政負担への対応として市債の充当による負担の平準化について、今後検討させていただきたいと考えている。</p> <p>合葬式墓所(樹林型)について、骨壺ごと保管する場合には納骨堂という取扱になるがどのような想定か。また、当該区域が都市計画事業地内で墓域であるかについても重要な項目である。詳細を確認し、必要に応じて相談願いたい。</p> <p>当該事業は都市計画事業地内である。合葬式墓所(樹林型)についても既存の合葬式墓所と同様に、最終的には合葬することを前提と考えており、納骨堂とは異なるものと考えている。</p> <p>〔事務事業調整会議〕 市債の充当に関しては、償還時の特定財源としての使用料の取扱などについて今後整理が必要である。また、受益の範囲が限られることや使用料収入などの霊園事業の特性を考慮すると、次回以降の大規模な事業実施時には特別会計の設置を含めた検討が必要である。</p> <p>〔政策調整会議〕 使用料収入を建設費用に充当することなど、建設年度の財政負担を軽減する仕組みについて今後検討されたい。</p> <p>合葬式墓所の整備においては将来の募集分を含めた整備が必要となってしまうが、個別墓所の整備時には、区画を区分して整備を実施し、募集を同一年度で行うことにより財政負担の軽減が可能と考えている。また、市債の充当による負担の平準化について、今後検討していく必要があると考えている。</p>													

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

峰山霊園は平成2年度の供用開始以降、整備及び墓地の供給を継続的に行ってきており、27年3月には今後の市営墓地における整備の基本計画策定などを目的とした「相模原市市営墓地基本計画」を策定した。本計画に基づき、今後の増加する墓地需要に対応するため、峰山霊園の未整備エリアの用地を活用し、より多くの市民に墓地を供給できる「合葬式墓所（樹林型）」を先行整備し、33年度中の供用を図るもの。

(2) 事業スケジュール

平成31～32年度 基本設計、実施設計など

平成32～33年度 整備工事

平成33年度中 供用

(3) 事業経費・財源

平成31年度 約35,000千円

平成32年度 約200,000千円

(4) 財源確保の考え方

霊園整備における整備費用は、原則使用者の使用料によって賄われることを前提としており、供給が行われる年度ごとに使用料として歳入する。整備時における一般財源の負担については、市債の充当による負担の平準化など、今後検討予定。

(5) 事業実施の効果

合葬式墓所（樹林型）の整備により2,500区画（5,000体）の供給が可能となり、増加する墓地需要への対応が図られる。

(6) その他

基本計画において整備予定としている、一般墓所、駐車場整備については、合葬式墓所（樹林型）の整備後に整備時期などについて再度検討する。

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成30年 11月 12日

案件名	牧野地区における新たな公共交通について										
所管	都市建設	市区	まちづくり計画	部	交通政策	課	担当者		内線		
概要	<p>牧野地区乗合タクシーは3年間の実証運行期間において運行継続条件を達成できなかったため、平成29年7月に開催した庁議結果に基づき、暫定運行期間を経て平成31年3月末をもって運行廃止とし、平成31年4月以降は乗合タクシーに代わる地域にとってふさわしい新たな公共交通へ移行することとなっている。</p> <p>牧野地区を菅井地区と篠原地区の2地区に分けて地域と共に検討した結果、それぞれの地域において乗合タクシーに代わる新たな公共交通の仕組みを取りまとめたことから、平成31年4月より新たな公共交通の運行を開始することについて諮るもの。</p>										
審議内容(論点)	菅井地区、篠原地区における新たな公共交通について 今後のスケジュールについて										
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名		施策42 地域を支える交通環境の充実							
審議日	関係課長会議	平成30年	10月	23日	政策調整会議	平成30年	11月	6日			
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成30年	11月	13日			
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供			資料提供		
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供			資料提供	平成30年12月	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし					
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況				
	関係部局との調整		藤野まちづくりセンター				新たな公共交通の方向性について				調整済
			学務課				小中学生の通学手段について				調整済
	打合せ・会議の経過										
	月日		会議名等			内容					
	H29.7.18		関係課長会議			牧野地域における新たな公共交通の検討について(会議結果:上部庁議へ付議)					
H29.7.27		局経営会議			牧野地域における新たな公共交通の検討について(会議結果:原案承認)						
H29.12~H30.8		市地域公共交通会議(全3回)			牧野地区における新たな公共交通の方向性について						
備考											
政策調整会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(政策会議)				
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 他地区の乗合タクシー等が運行継続条件を満たせずに廃止となった場合にも同様にタクシー料金助成を実施するのか。タクシー料金助成は牧野地区の地域特性を考慮して実施する施策であり、他地域への拡大は考えていない。まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向性を踏まえると、中山間地域の公共交通を完全に廃止することはできない。地域にとってふさわしい形態に見直していくことが必要である。 篠原地区において公共交通空白地有償運送は実施しないという理解でよいか。 地域は公共交通空白地有償運送の実施を望んでいることから、地域及び交通事業者と協議を継続しながら実施の可能性を模索していく。</p> <p>【事務事業調整会議】 篠原地区は、タクシーという利便性の高い交通モードへ転換を図るのであれば、利用者負担額を増額すべきではないか。運行する車両は変わるが幹線バスへのフィーダー交通という役割は従前と変わらず、篠原地区のみ利用者負担額を増額することは他地区の乗合タクシーとのバランスを欠くことから増額はしない。ただし、今後他地区の乗合タクシー運賃も含めて適切な受益者負担のあり方を検討していく。 タクシー料金助成において、観光客等来訪者まで助成対象として公費負担をする必要性に疑問がある。 地域の活性化のために観光客等来訪者に対する公共交通整備は重要であると認識している。また、他地区の乗合タクシーが住民以外も対象としている中で、篠原地区のみ対象外とすることは地域の理解を得られないものと考えている。 市の公費負担によるスタンプカード制度は過剰なサービスではないか。 スタンプカード未導入の他地区との公平性や利用する市民が限定的であることを踏まえ、導入しないこととする。</p> <p>【政策調整会議】 市民以外に対して公費負担する必要性に疑問がある。 地域公共交通においては、地域住民のみならず、地域を訪れる人も含めて、分け隔てなく輸送することが原則とされている。公費負担により運行している他地区の乗合タクシー等もその原則に基づいて市民以外の乗車も可能としており、牧野地区のみ市民と市民以外を区別することはできない。 牧野地区乗合タクシーについて、費用対効果が低いまも3年間も実証運行を続ける必要があったのか。 乗合タクシー導入のルールに基づき、利用促進活動やダイヤ見直しを行いながら3年間実証運行を実施したが、結果として運行継続条件を満たすことができなかった。新たな公共交通では費用対効果が大きく改善すると見込んでいる。</p>										

(1) 事案の概要

牧野地区乗合タクシーは3年間の実証運行期間において運行継続条件を達成できなかったため、平成29年7月に開催した庁議結果に基づき、暫定運行期間を経て平成31年3月末をもって運行廃止とし、平成31年4月以降は乗合タクシーに代わる地域にとってふさわしい新たな公共交通へ移行することとなっている。

牧野地区を菅井地区と篠原地区の2地区に分けて地域と共に検討した結果、それぞれの地域において乗合タクシーに代わる新たな公共交通の仕組みを取りまとめたことから、平成31年4月より新たな公共交通の運行を開始することについて諮るもの。

(2) 牧野地区の現在の公共交通

牧野地区乗合タクシー

- ・運行経路 東野～菅井～やまなみ温泉区間、赤沢～篠原～やまなみ温泉区間
- ・運行形態 事前予約制(需要応答型の区域運行)
- ・運行ダイヤ 平日 2便、土休日 12便(平成29年10月1日改正時)

やまなみ温泉系統バス路線

- ・運行路線 やまなみ温泉～東野線、やまなみ温泉～篠原線、やまなみ温泉～篠原～赤沢線
- ・運行ダイヤ 平日のみ23便

その他に小中学生の通学手段として一部地域でスクールバスを運行。地域住民の混乗も実施している。

(3) 新たな公共交通(案)

【菅井地区】

路線バス、スクールバスを廃止し、「乗合タクシーのワゴン型車両へ統合」する。

(効果)

- ・交通モードを統一し、わかりやすく、効率的な交通体系を構築。
- ・フルデマンド運行により、やまなみ温泉で乗り継ぐバスに合わせた運行が可能となり、乗継時間が短縮され、乗継利便性が向上する。
- ・路線バスを廃止することにより、小中学生の人数に合わせた柔軟な車両の配置が可能となり、将来的には更なる公費負担の削減効果が見込まれる。

【篠原地区】

小中学生の通学手段はスクールバスにより確保し、小中学生の通学以外の移動手段は、タクシーの活用により確保する。

(効果)

- ・菅井地区で不要となったスクールバスの活用により、公費負担を抑えて小中学生の通学手段を確保することができる。
- ・タクシーを活用することにより、需要が散在している地域において、運行経費を抑えて効率的に移動手段を確保することができる。

(4) スケジュール

平成30年12月 第29回市地域公共交通会議会議：新たな公共交通の運行について
地域における検討会：運行内容詳細、周知方法検討

平成31年1月～3月 地域住民への周知、運行準備

平成31年4月 新たな公共交通の運行開始

(5) 事業経費・財源

平成30年度事業費 43,780千円(内訳：一般財源43,780千円)
うち 都市建設局予算 40,980千円 教育委員会予算 2,800千円

平成31年度事業費(予定) 28,699千円(内訳：一般財源28,699千円)
うち 都市建設局予算 25,899千円 教育委員会予算 2,800千円

後期実施計画事業の事業費が年間15,081千円削減される。

(6) 今後の取組

新たな公共交通においては、次期バス交通基本計画策定までの3年間を実証運行期間と定め、毎年度運行実績の分析に基づく改善を図り、次期バス交通基本計画策定時に見直し検討基準を設定した上で本格運行への移行を図る。

また、篠原地区の地域住民は、交通事業者の同意が得られず導入に至らなかった公共交通空白地有償運送に関して、平成32年度以降の導入に向けた検討を継続したいという意向があるため、地域及び交通事業者との協議は継続する。

第9回 政策会議 議事録

平成30年11月13日

1 地方分権一括法等の施行により整備した条例の規定方法の変更について

(説明者：総務部長)

(1) 主な意見等

基準省令が改正された際の市民の方への周知はどのように行うのか。

改正された基準を掲載したパンフレット等での周知や、関連団体への説明が想定される。

数多くある基準の中で、一つだけ市独自の基準を改正する場合はどう対応するのか。

規定方法の変更によって、条例には市独自基準と省令による旨の規定のみが載るので、市独自の基準を改正する場合には、その部分だけ改正を行うものである。

基準省令の改正に伴う対応においては、検討、調査及び検証の結果を明確にするような仕組みづくりが必要と考える。また、庁内合意の諮り方についてもルール化するなど、情報共有についてよく検討されたい。

承知した。

規定方法の変更後に基準の改正を行う場合、議会への情報提供はどのように行うのか。

基準改正の全体像が分かるよう、資料による情報提供を想定している。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

2 峰山霊園未整備エリアにおける合葬式墓所の整備について

(説明者：環境共生部長)

(1) 主な意見等

墓所の供給を民間事業者等に任せるとはできないのか。

厚生労働省の「墓地経営・管理の指針」によれば、墓地経営の主体は市町村等の地方公共団体が原則であるとされているため、市が一定の墓地供給を行う必要

があるものと考えている。

樹林型での整備とした理由は、

慰霊碑型の合葬式墓所を既に整備しており市民の選択肢を増やすため、過去の市民アンケート調査を考慮し基本計画策定時に選定したものである。

使用料によって墓地の維持管理費も賄うことができるのか。

整備費だけでなく維持管理費を含めて使用料を算定しており、長期的にみれば賄うことが可能である。

従前どおり2年に一度の公募となると平成34年度の公募となると思われるが、供用開始を33年度中とするのはなぜか。

個別墓所の利用者からの申し出により合葬式墓所へ改葬する特例改葬に対応するためである。

有骨者に対する公募を、当該墓所が整備されるタイミングで行うなど、公募期間については柔軟な対応ができるのではないか。

公募期間の変更については検討していきたい。

事業実施に当たっては、他の自治体の公的負担割合や供給水準など、客観的なデータも参考にして運用してもらいたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

3 牧野地区における新たな公共交通について

(説明者：まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

この事業の実施目的は地域住民の生活交通の確保であり、観光客等の地域外の方に対しても公費負担することについては、観光振興施策や他地区との整合を図る必要があることから慎重に検討すべきと考えるが、いかがか。

本件については、現在運行している路線バス・乗合タクシーの代替となる地域公共交通として利用者の制限を設けないこととするが、公共交通施策における市民以外への公費負担の考え方については一定の整理と統一的な見解が必要であると認識しており、今後の取組の中で検討していきたい。

バス事業者による自主運行路線の経営が厳しい状況にある中、篠原地区で一部競合する運行範囲を設定することの是非について再考すべきではないか。

意見を踏まえて調整する。

同じ牧野地区内において菅井地区と篠原地区とでサービス水準が異なることに疑問がある。公平な市民サービスの提供という観点から再考すべきではないか。

篠原地区のタクシー料金助成について、地域内のどこでも乗降可能とした場合に、公費負担の限界が無くなる可能性があるのではないか。

両地区のサービス水準の均衡を図り、公平性が保たれるよう調整する。

福祉部局では、自助・共助による移動手段確保策の検討に取り組んでおり、他地域の自助・共助の意欲を削ぐことがないように、公共として支援する範囲を整理していただきたい。

承知した。

疑義が残る部分があるため、菅井地区、篠原地区双方ともあくまで暫定措置とし、制度の運用をしながら改善を図ってほしい。

承知した。

(2) 結果

原案を一部修正し承認する。

(3) 特記事項

なし

以上